

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年5月20日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度県庁案内デジタル化事業業務委託

(2) 業務内容

静岡県庁東館2階に配置されているタッチディスプレイの保守管理を行うこと及び新たにAIを搭載し、実証実験を兼ねた検索機能の向上を図る。

(3) 契約価格の限度額

5,880,000円（税込み）

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること、もしくは、類似業務の履行実績を有し、かつ納付すべき税金の滞納がない者であること。
- (3) この公告の日から契約の日までの間に、静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次のアからキまでに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 機器及びシステムに故障や異常があった際、迅速に対応できる体制を有する者であること。

4 選定基準

- (1) 企画性
- (2) 業務遂行能力
- (3) その他配慮すべき点

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館2階 静岡県知事戦略局広聴広報課
電話番号 054-221-2244 FAX番号 054-254-4032
E-mail kenminnokoe@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 交付期間

令和4年5月20日（金）から令和4年5月30日（月）正午まで

イ 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ
(<https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-110/index.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

(7) 参加資格確認申請書、宣誓書

（静岡県の情報システム開発等の業務委託に係る競争入札参加資格を有しない場合、以下の書類も提出すること）

類似業務の履行実績を証明するもの（契約書等）及びその業務内容がわかる書類、納税（滞納なし）証明書

(4) 企画書、業務体制表、見積書、次年度以降の運用・保守・実証実験にかかる参考見積書、類似業務実績書（任意）

イ 提出期限

参加資格確認申請書、宣誓書 令和4年5月30日（月）正午必着 郵送又は持参
企画書、見積書 令和4年6月7日（火）午後4時必着 郵送又は持参

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) プレゼンテーション

ア 日時

令和4年6月中旬予定（開催日時は、企画提案参加者において連絡する）

イ 場所

静岡県庁内（開催場所は、企画提案参加者によって連絡する）

ウ 内容

提案内容説明概ね20分、質疑応答概ね20分

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

- (1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による。
- (2) 募集に係る説明会は開催しない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 受託者は、県と契約締結する際、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
- (5) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (6) 照会窓口は、静岡県知事選略局広聴広報課県民のこえ班（電話番号054-221-2244）とする。